附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

４　新設とは、次に掲げるデータセンターの区分に応じ、次に定めることをいう。

（１）　ハウジング型データセンター及びホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター　新築のデータセンター又は既に建築物のある敷地内における別棟が竣工したこと。

（２）　ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター　ハウジング型データセンターに新たに専有部分を設けることであって、当該専有部分に係る賃貸借が開始したこと。

５　「PUE（Power Usage Effectiveness）」とは、データセンターにおけるエネルギーの年度の使用量（単位kWh）を当該データセンターにおける情報処理設備のエネルギーの年度の使用量（単位kWh）によって除すことによって得られる指標をいう。

６　エネルギー消費原単位は、次に掲げるデータセンターの区分に応じ、それぞれ次に定める指標により、エネルギーの年度の使用量を除することで算出すること（事業区分別に達成を目指す自ら定めたエネルギー消費原単位の５年度間平均原単位変化の目標値欄に計算で用いた指標を記載すること。）。なお、継続して評価を行う観点から、設定した指標は基本的に変更しないこと。

（１）　ハウジング型データセンター　当該データセンターにおける情報処理設備のエネルギーの年度の使用量

（２）　ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター及びホスティング・クラウド（テナント）型データセンター　当該データセンターにおけるサーバ型電子計算機の数、サーバ型電子計算機等を設置するラックの数、又はその他のサーバ型電子計算機に係る指標

７　「５年度間平均原単位変化」とは、直近５年度間のエネルギー消費原単位の対前年度比を乗じた値の４乗根をいう。

８　次に掲げるデータセンターについては、技術的理由その他の事由によりエネルギーの使用の合理化が困難であることから、公表するエネルギーの使用の状況の対象から除く。

（１）　次のいずれかに該当するハウジング型データセンター又はホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター

（i）　令和６年度以前に新設したもの

（ii）　データセンターではない建築物を転用して新設したもの

（iii）　令和６年度以前に新設されたハウジング型データセンター又はホスティング・クラウド（オーナー）型データセンターと受電設備を共有しているもの

（２）　（１）に該当するハウジング型データセンターに新たに専有部分を設けたホスティング・クラウド（テナント）型データセンター

（３）　エネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1,500kl未満かつサーバ型電子計算機室の面積が300㎡未満のデータセンター